

鹿角市公告第79号

鹿角市がけ地近接等危険住宅移転事業計画を策定したので、次のとおり公告する。

平成30年10月10日

鹿角市長 児玉 一

- 1 対象地区 鹿角市十和田瀬田石字八幡平地区
- 2 対象となる危険住宅の戸数
対象戸数 3戸
平成30年度実施予定戸数 1戸
- 3 危険住宅の移転方法等 別添のとおり

鹿角市がけ地近接等危険住宅移転事業計画

作成日 平成30年10月 9日

1. 対象地区

鹿角市十和田瀬田石字八幡平地区

2. 対象となる危険住宅の戸数

対象戸数 3戸

平成30年度実施予定戸数 1戸

3. 危険住宅の移転方法

危険住宅に代わる住宅への移転を行い、危険住宅を除却する。

4. 移転費用

鹿角市（以下「市」という。）は、鹿角市がけ地近接等危険住宅移転支援事業費補助金交付要綱に基づき、移転事業を行う者に対し、費用の一部を補助する。

5. 移転計画

(1) 計画年度 平成30年度

(2) 対象住宅所在地 鹿角市十和田瀬田石字八幡平38

(3) 移転事業実施者 奈良 大吾

(4) 危険住宅の除却

期 間 平成30年10月22日～平成31年3月29日

事業費 1,296,000円（補助対象額 802,000円）

(5) 危険住宅に代わる住宅の購入及び増築

期 間 平成30年10月22日～平成31年3月29日

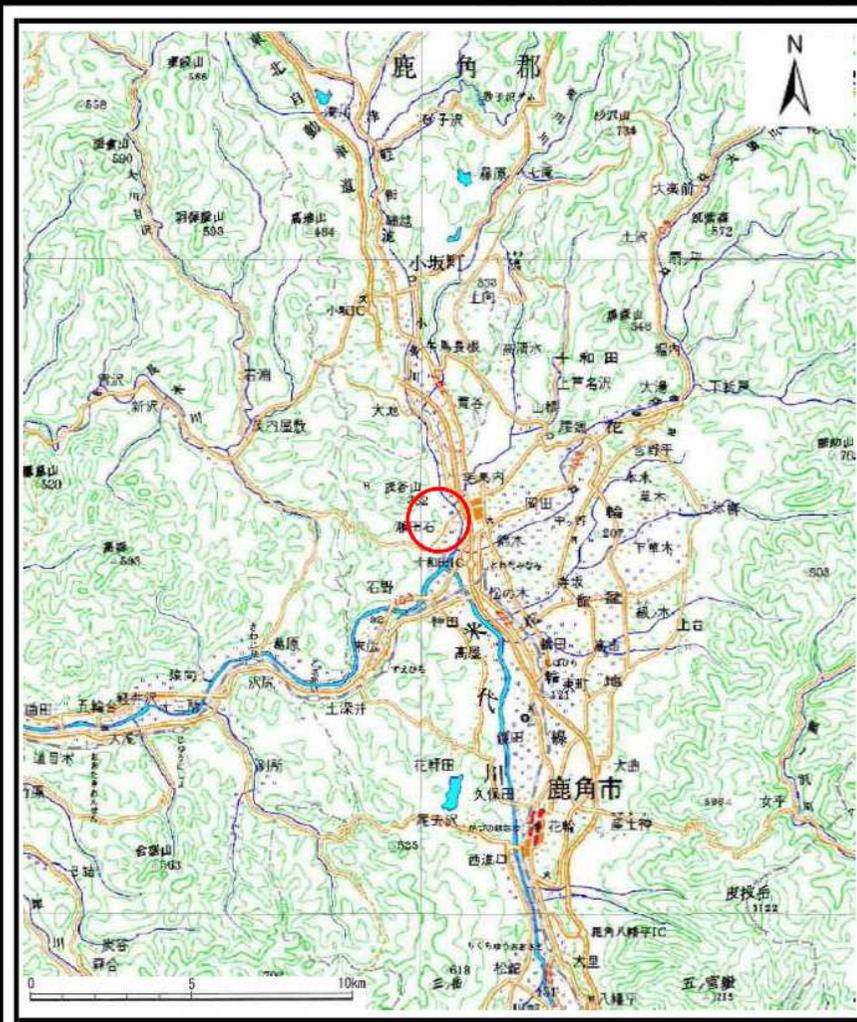
事業費 2,939,889円（補助対象額 2,748,000円）

移転先 鹿角市十和田毛馬内字弁天崎46-8

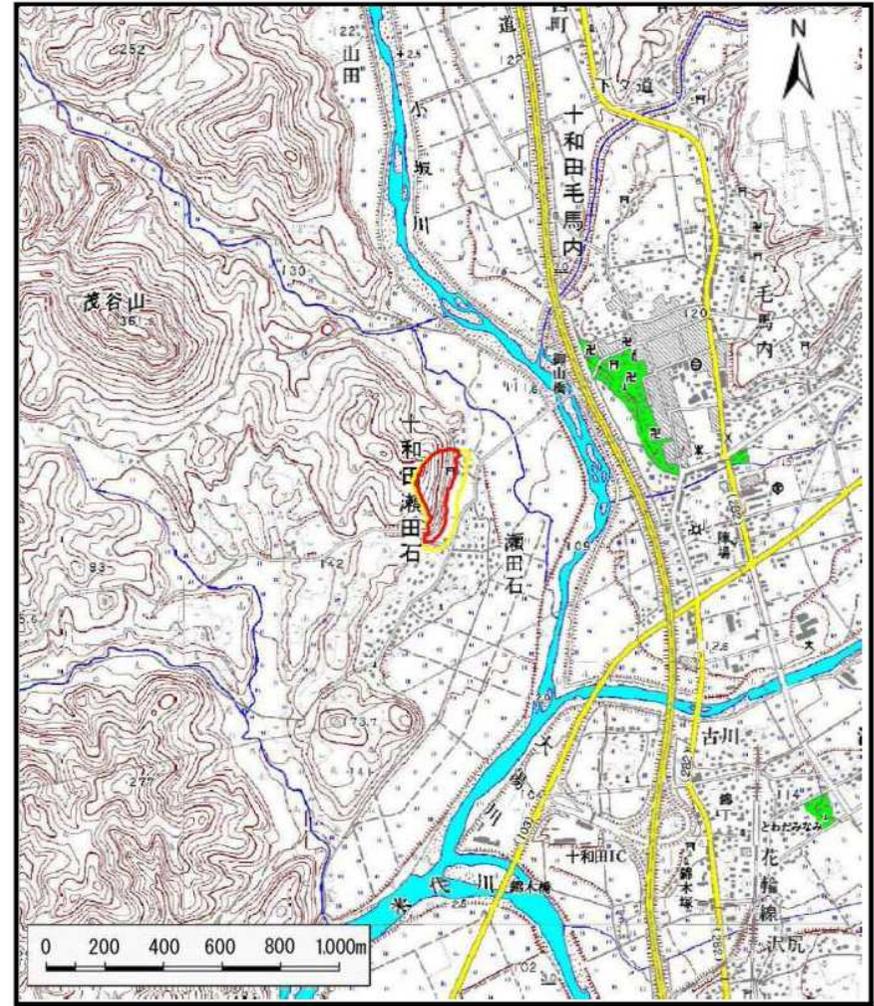
6. 跡地計画

市は、危険住宅を除却した跡地に対し、移転事業が実施されたものである旨の標柱等を設置し、住宅等の建設に制限があることを周知する。

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書（その1）



(1/200,000)

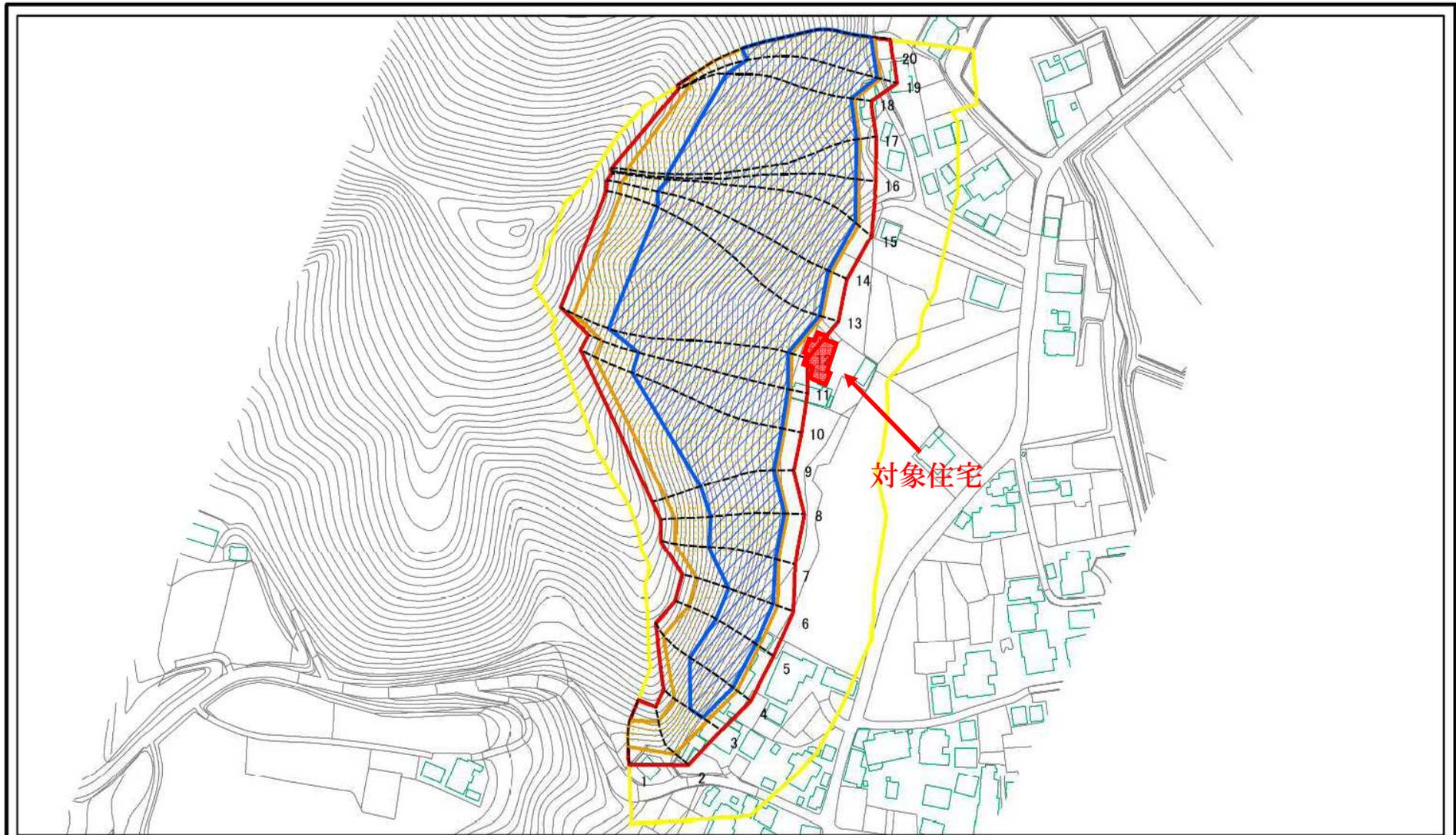


(1/25,000)

様式-1(急) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 位置図	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
	箇所番号	II-12
	箇所名	八幡平
	所在地	秋田県鹿角市十和田瀬田石字八幡平、瀬田石及び太田表

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図20000（地図画像）及び数値地図25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平28情複、第825号）

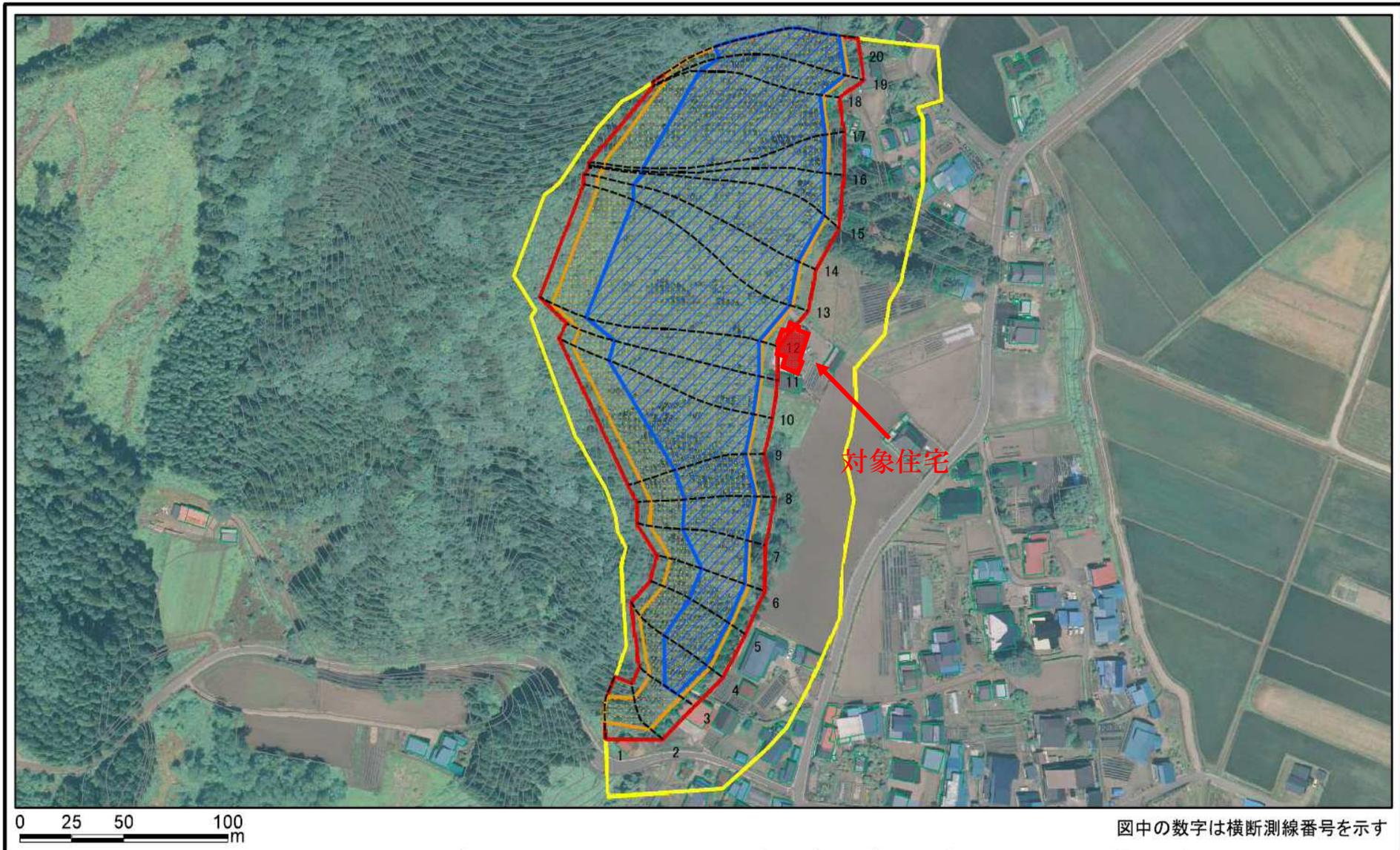
土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2)



図中の数字は横断測線番号を示す

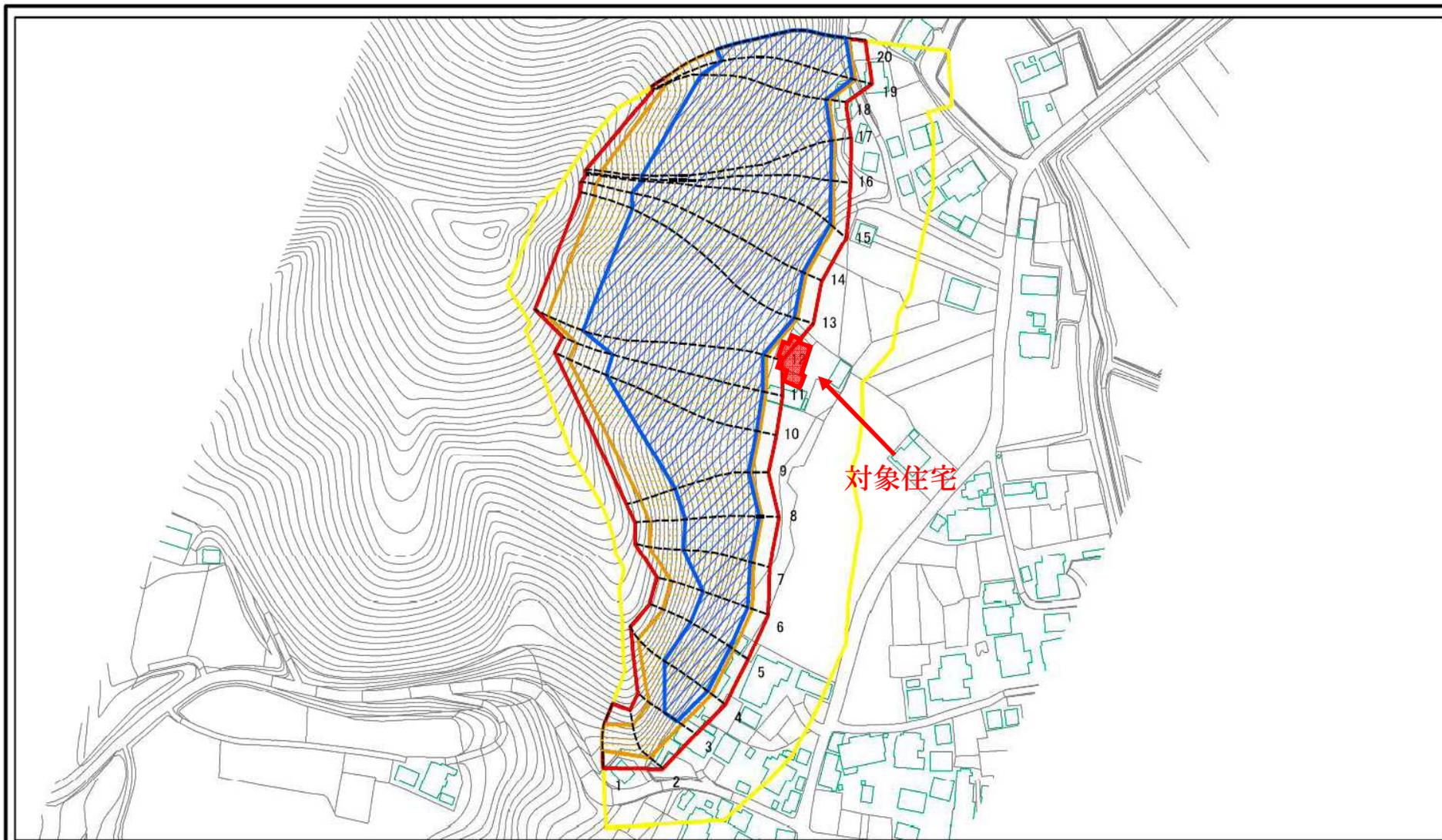
様式-2(急) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 区域図(その1)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		N 縮尺 1:2,500	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	II-12	
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域			告示番号	第263号	箇所名	八幡平	
	土砂等の(移動)高さが1m以下の場合、土砂等の移動による力が100kN/m ² を超える区域			告示年月日	平成29年5月19日	所在地	秋田県鹿角市十和田瀬田石字八幡平、瀬田石及び太田表	
	土砂等の堆積の高さが3mを超える区域			それ以外の区域				

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2)



様式-2(急) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 区域図(その1)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		N 縮尺 1:2,500	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	II-12	
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域			告示番号	第263号	箇所名	八幡平	
	土砂等の(移動)高さが1m以下の場合、土砂等の移動による力が100kN/mを超える区域			告示年月日	平成29年5月19日	所在地	秋田県鹿角市十和田瀬田石字八幡平、瀬田石及び太田表	
	土砂等の堆積の高さが3mを超える区域			それ以外の区域				

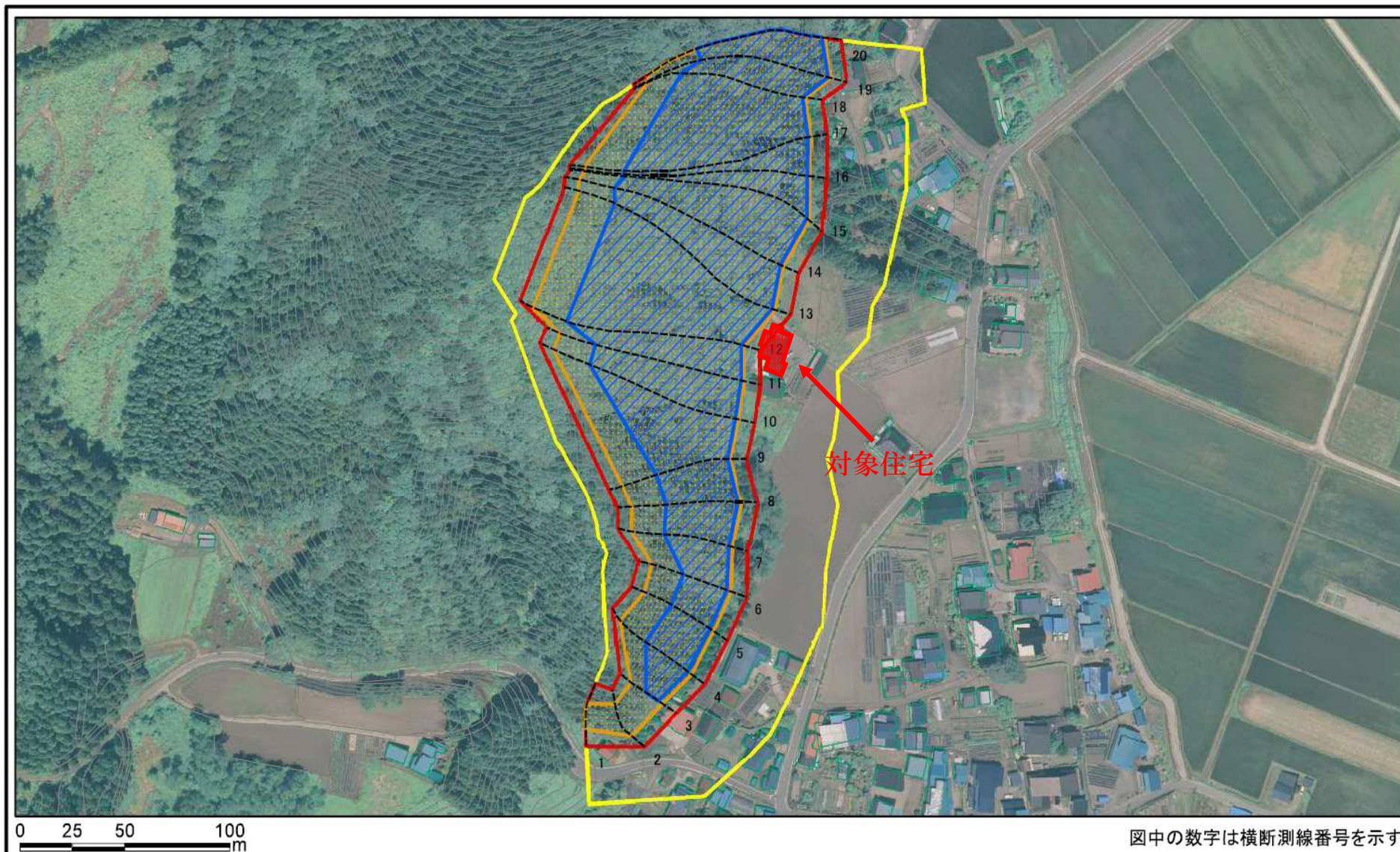
土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2-1)



図中の数字は横断測線番号を示す

様式-2-1(急) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 区域図(その2)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		N 縮尺 1:2,500	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	II-12	
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域			告示番号	第263号	箇所名	八幡平	
	土砂等の(移動)高さが1m以下の場合、土砂等の移動による力が100kN/mを超える区域			告示年月日	平成29年5月19日	所在地	秋田県鹿角市十和田瀬田石字八幡平、瀬田石及び太田表	
	土砂等の堆積の高さが3mを超える区域							
それ以外の区域								

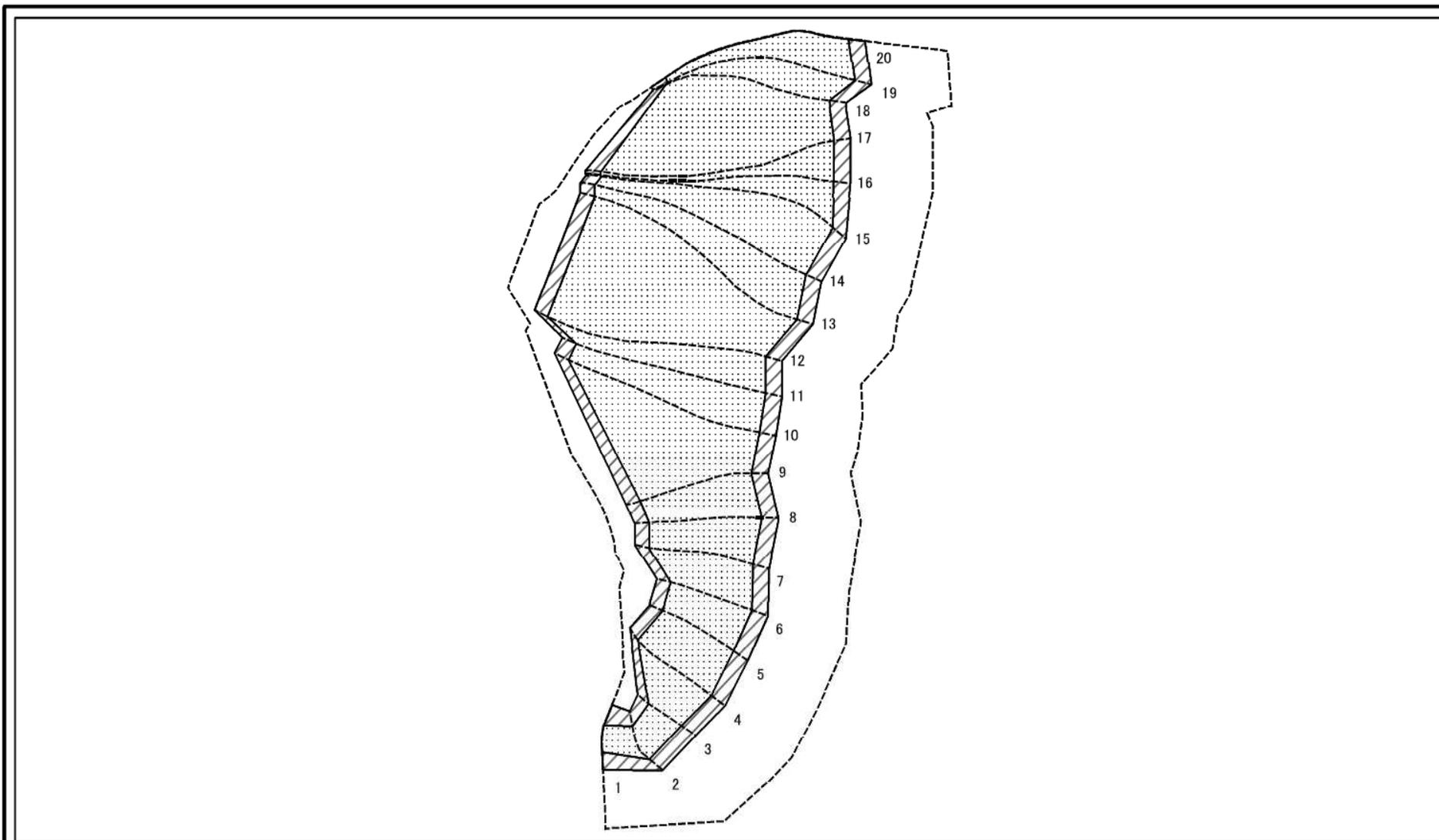
土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2-1)



図中の数字は横断測線番号を示す

様式-2-1(急) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 区域図(その2)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		N 縮尺 1:2,500	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	II-12	
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域			告示番号	第263号	箇所名	八幡平	
	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/mを超える区域			告示年月日	平成29年5月19日	所在地	秋田県鹿角市十和田瀬田石字八幡平、瀬田石及び太田表	
	土石等の堆積の高さが3mを超える区域							
それ以外の区域								

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2-2)



図中の数字は横断測線番号を示す

様式-2-2(急)
土砂災害特別警戒区域の区域区分図
(急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動により
建築物の地上部に作用すると想定される力)

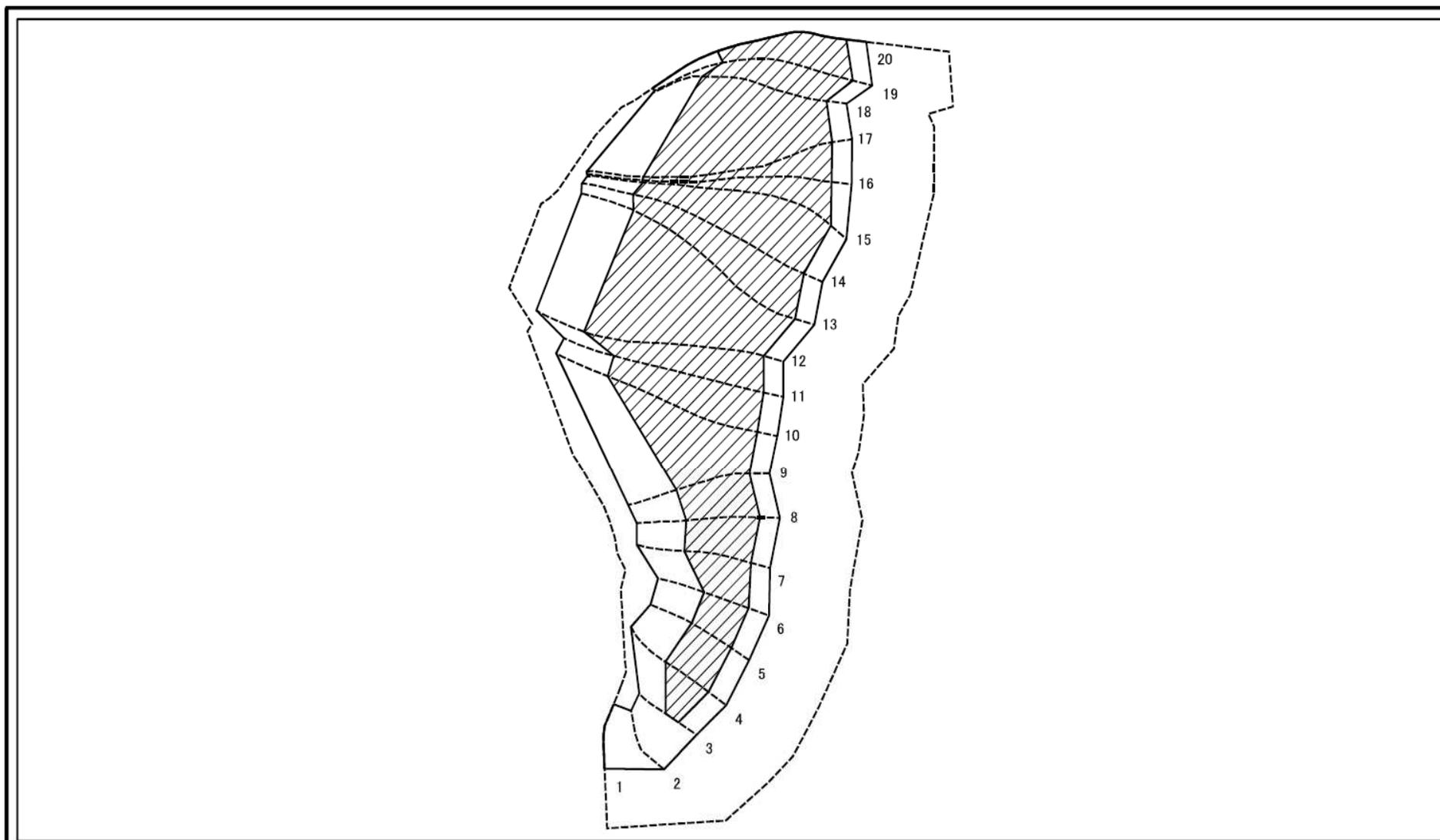
土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域	
土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域	
それ以外の区域	

N	
縮尺	
1:2,500	

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
告示番号	第263号
告示年月日	平成29年5月19日

箇所番号	II-12
箇所名	八幡平
所在地	秋田県鹿角市十和田瀬田石字八幡平、瀬田石及び太田表

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2-3)



図中の数字は横断測線番号を示す

様式-2-3(急) 土砂災害特別警戒区域の区域区分図 (急傾斜地の崩壊に伴う土石等の堆積により 建築物の地上部に作用すると想定される力)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域			N 縮尺 1:2,500	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	II-12
	土砂災害防止法 施行令第三条の 基準に該当する 区域	土石等の堆積の高さが3mを超える区域			告示番号	第263号	箇所名	八幡平
		それ以外の区域			告示年月日	平成29年5月19日	所在地	秋田県鹿角市十和田瀬田石 字八幡平、瀬田石及び太田表



危険住宅の位置（鹿角市十和田瀬田石字八幡平38）



移転先の位置（鹿角市十和田毛馬内字弁天崎46-8）